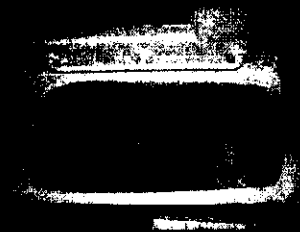


6. 振興課報告資料

福祉用具・住宅改修の現状と課題



厚生労働省福祉部
福祉課
香取照幸

1. 介護保険制度における 福祉用具・住宅改修の考え方

福祉用具とは

心身の機能が低下し日常生活を営むに支障のある
老人又は心身障害者の日常生活の便宜を図るための
用具及びこれらの者の機能訓練のための用具ならび
に補装具をいう。

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律、1993)

介護保険における福祉用具の範囲の考え方

第1回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会「H10.8.24」

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
- 4 在宅で使用するもの

(福祉用具給付金給付率等決定要領)

- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの

介護保険における居宅福祉用具購入費の 対象用具の考え方

- 1 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 2 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定する
 - ① 他人が使用したものを再利用することには心理的抵抗があるもの。(入浴・排せつ関連用具)
 - ② 使用済みのものを別な品目が変更し、再度利用可能なもの。(つり上げ式リフトのつり具)

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る
福祉用具の種目(1)

- 1 車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
- 2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- 3 特殊寝台
サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
一 背骨又は肩部の傾斜角度が調整できる機能
二 床板の高さが無段階に調節できる機能
- 4 特殊寝台付属品
マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
- 5 じよく確保防用具
次のいずれかに該当するものに限る。
一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
二 水等によって湿度による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- 6 体位変換器
空気パッド等を体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る
福祉用具の種目(2)

- 7 手すり
取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 8 スロープ
段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を固む把手等を有するもの
二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- 10 歩行補助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。
- 11 痴呆性老人徘徊感知機器
痴呆性老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
- 12 移動リフト(つり具の部分を除く)
床ずれ防止、固定式又は可搬式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る
特定福祉用具の種目

- 1 履装便座
次のいずれかに該当するものに限る。
一 和式便座の上に置いて履装式に取換えるもの
二 洋式便座の上に置いて高さを補うもの
三 電動式又はスプリング式で位置から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
四 便座、パケツ等からなり、移動可能である便座(居室において利用可能であるものに限る。)
- 2 特殊腰掛
肩が自動的に検知されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの
- 3 入浴補助用具
居室の床、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。
一 入浴用いす
二 浴槽の手すり
三 浴槽内いす
四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であつて、浴槽への出入りのためのもの
五 浴室内すのこ
六 浴槽内すのこ
- 4 簡易浴槽
電気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであつて、取水または排水のために工事を伴わないもの
- 5 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具貸与及び購入

都道府県知事が福祉用具貸与事業者を指定
支給限度額：要介護度別の支給限度基準額の範囲内(1割負担)
貸与価格：自由価格

支給限度額：10万円(償還払い、1割負担) / 同一年度
購入価格：自由価格

◆告知の改正(「福祉用具貸与事業者指定告示」(昭和三十九年))

告示の改正にあつては、学識経験者や実務者等で構成する介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において改正の妥当性等について検討される。

住宅改修

支給限度額 20万円(償還払い、1割負担)

- ・公益性、個人資産の形成
- ・標準的な単価

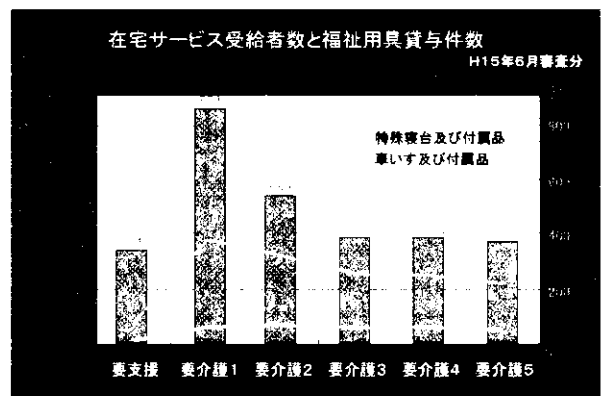
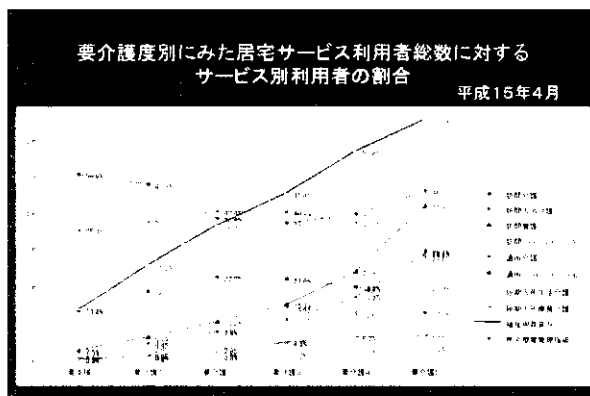
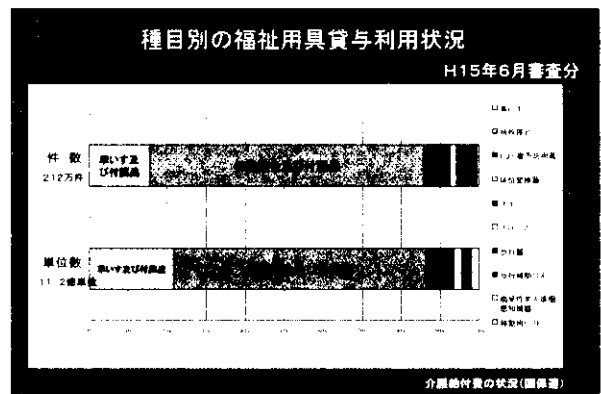
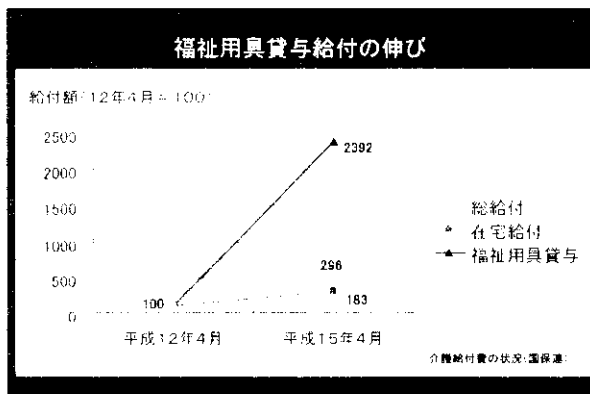
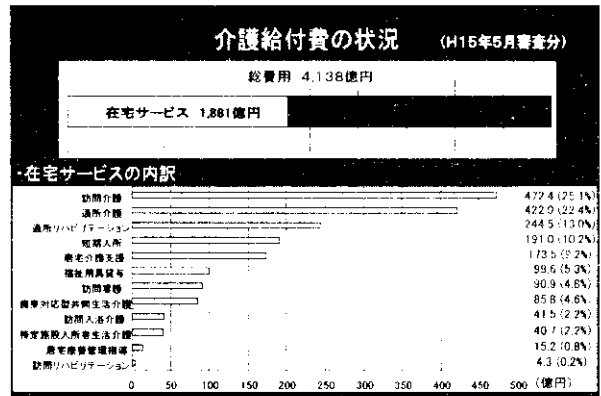
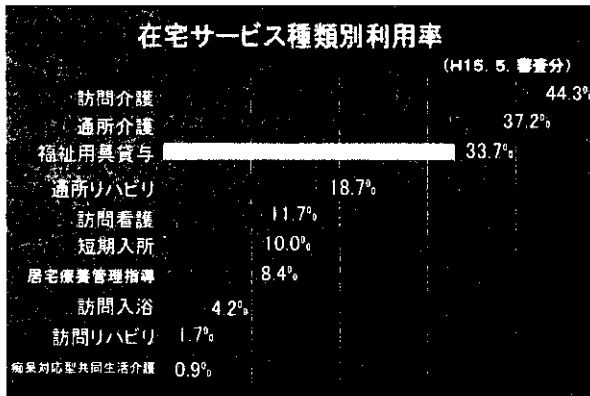
価格 自由価格

手すりの取付け(トイレ、浴室、廊下)	16万円
床設置事項(2か所、三肉材設置等)	4万円
手すりの取付け(トイレ、浴室)	10万円
床設置事項(浴室床の裏上げ)	10万円

対象

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他1-5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

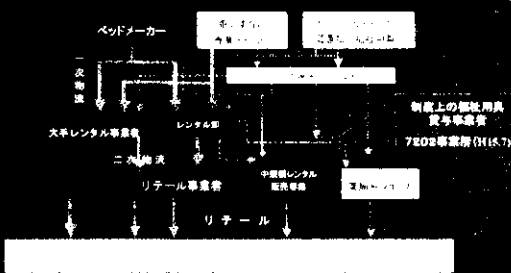
2. サービスの利用状況



3. 現状と課題



介護保険福祉用具の流通構造



福祉用具の流通ルート

全事業所 n=586 中核事業所 n=177

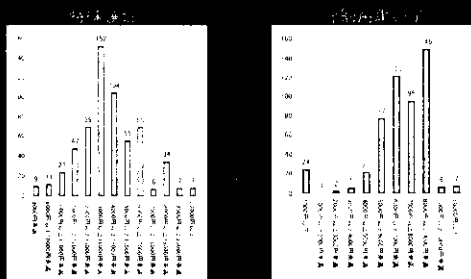
	IP	7D	4D	6D	8D	14D
全事業所	23%	16%	51%	7%	4%	1%
中核事業所	41%	16%	32%	8%	1%	1%

メーカーなどから購入の上、資産とし保管
 必要がなくなり消費が必要なものレンタル利用
 レンタル無しを利用、自社の在庫は無い
 その他
 未回答

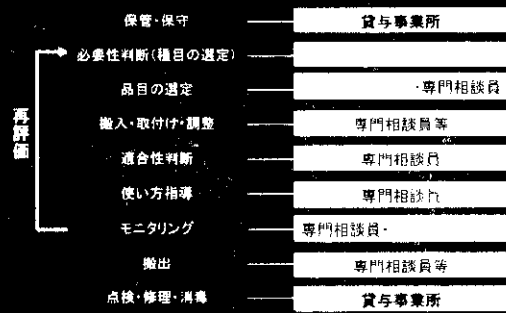
中核事業所: ベッド貸出し中台数10台以上、車いす貸出し中台数5台以上
 介護保険における福祉用具活用のための制度に関する実態調査 (H15.3 テクノエイド協会)

介護保険福祉用具のレンタル料金

— 居宅介護支援専門員に対するアンケート調査 —



福祉用具導入プロセス



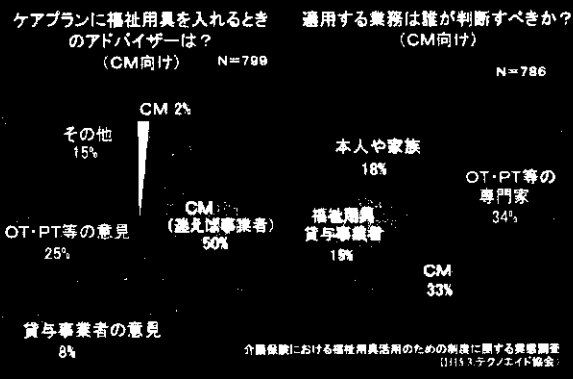
福祉用具に関わる専門職

- ・医師
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・看護師・保健師
- ・福祉用具専門相談員

- ・福祉用具プランナー ((財)テクノエイド協会)
- ・福祉用具供給事業従事者研修 ((社)シルバーサービス振興会)

福祉用具専門相談員

- ※ 福祉用具貸与事業所 2名以上必置
- ※ 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者
- ※ 指定講習会の受講者数 60,999人 (H14年度末)
- ※ 福祉用具貸与の指定事業者数 7,202事業所 (H15年7月末)



課題

必要な人に、福祉用具が提供されているか？

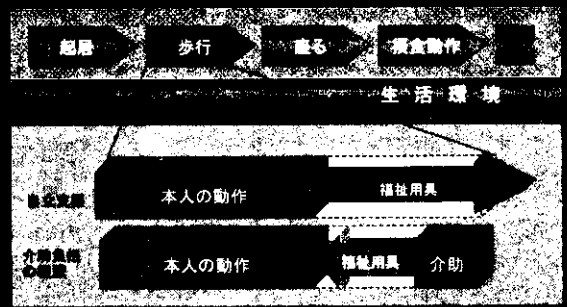
福祉用具・住宅改修は要介護者等の自立の支援、介護負担の軽減に効果を発揮しているのか？

福祉用具・住宅改修利用の目的

1. 自立支援
 - できない生活行為が自力で可能になる
 - 介護負担が減る
 - 介護者数・介護時間・介護頻度等の減少
 - 介護サービスの利用減少(サービスの代替性)
2. 生活の継続性の保障

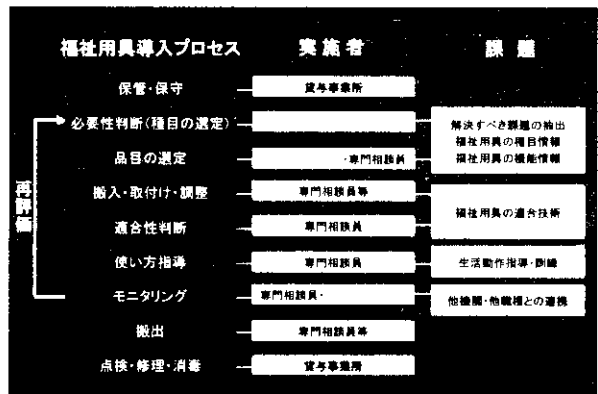
福祉用具の役割

— 食事 —



自立支援に資するのか疑問なプラン事例

- 要支援者に対する単なる家事代行
生活自立能力(意欲)を引き出すことなく濃熱と掃除・洗濯・買物・炊事等を代行(提供)する訪問介護
- 要支援・要介護1レベルに提供される電動ベッド
単なる一般ベッドの代用に過ぎず廃用症候群の弊害の方が大きい。移乗・起居動作に問題あっても手すり・パー等他の安価な用具で十分代替可能で費用的に適切でない。移動用リフトにも同様の問題あり
- 要支援・要介護1レベルに提供される車いす
軽度者の要介護度の低下は下肢機能の低下から始まるケースが一般的。安易な車いすの使用は要介護度の低下を助長。できるだけ自力で歩いてもらうことが重要



参考資料

福祉用具・住宅改修の普及・適切な活用の促進策

1. 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業
2. 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業
3. 福祉用具・住宅改修研修事業

事業者研修事業、介護支援専門員等研修事業
在宅介護支援センター職員等研修事業

